

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となる区域に所在する刑事施設における面会の取扱いについて

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となる区域に所在する以下の刑事施設においては、新型コロナウイルス感染防止のため、弁護人等以外の方との面会を原則として実施しません。施設への来訪をお控えください。

【対象施設】

東京都	埼玉県
府中刑務所（府中市）	川越少年刑務所（川越市）
東日本成人矯正医療センター（昭島市）	さいたま拘置支所（さいたま市）
東京拘置所（葛飾区）	熊谷拘置支所（熊谷市）
立川拘置所（立川市）	

神奈川県	千葉県
横浜刑務所、横浜拘置支所（横浜市）	千葉刑務所（千葉市）
横須賀刑務支所（横須賀市）	市原刑務所（市原市）
小田原拘置支所（小田原市）	松戸拘置支所（松戸市）
相模原拘置支所（相模原市）	木更津拘置支所（木更津市）
	八日市場拘置支所（匝瑳市）

大阪府
大阪刑務所、大阪医療刑務所、堺拘置支所（堺市）
大阪拘置所（大阪市）
岸和田拘置支所（岸和田市）

兵庫県
神戸刑務所（明石市）
加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター（加古川市）
姫路少年刑務所、姫路拘置支所（姫路市）
神戸拘置所（神戸市）
洲本拘置支所（洲本市）
豊岡拘置支所（豊岡市）
尼崎拘置支所（尼崎市）

福岡県

福岡刑務所（糟屋郡宇美町）

北九州医療刑務所、小倉拘置支所（北九州市）

福岡拘置所（福岡市）

大牟田拘置支所（大牟田市）

久留米拘置支所（久留米市）

飯塚拘置支所（飯塚市）